

平成 17 年 12 月 27 日
企業会計基準委員会

改正企業会計基準第 1 号

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」及び

改正企業会計基準適用指針第 2 号

**「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
の適用指針」の公表**

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、会社法（平成 17 年法律第 86 号）が公布されたこと等に伴い、当委員会が平成 14 年 2 月 21 日に公表した企業会計基準第 1 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（以下「改正前基準」という。）並びに同日に公表した企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」（以下「改正前適用指針」という。）及び平成 14 年 9 月 25 日に公表した企業会計基準適用指針第 5 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針（その 2）」（以下「適用指針第 5 号」という。）について、所要の改正を行うために検討してまいりましたが、平成 17 年 12 月 2 日の第 94 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「改正基準」という。）及び適用指針（以下「改正適用指針」という。）を承認しましたので公表いたします。

改正基準及び改正適用指針につきましては、平成 17 年 8 月 10 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

改正基準及び改正適用指針の概要

以下の概要は、改正基準及び改正適用指針と会社法及び他の会計基準等との主な関係及び適用時期等について示したものです。

■ 会社法及び他の会計基準等との主な関係

- 改正基準及び改正適用指針では、自己株式の取得及び処分に関する手続の整備、株式の消却手続の整理、並びに剰余金の配当等における株主に対する会社財産の払戻行為に関する統一的な財源規制の創設を含む会社法が平成 17 年 7 月 26 日に公布されたことに伴い、改正前基準及び改正前適用指針に所要の改正を行っている。なお、改正適用指針は、適用指針第 5 号について所要の改正を行ったものを含んでいる。
- 改正基準及び改正適用指針では、改正前基準に含まれていた開示に関する定めの一部を削除した。これは、平成 17 年 12 月 27 日公表の企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」が適用され、株主資本等変動計算書を作成するときから、利益処分計算書（又は損失処理計算書）及び連結剰余金計算書が廃止され、また、当期末処分利益（又は当期末処理損失）の計算が損益計算書の末尾で表示されなくなること、発行済株式及び自己株式に関する注記が株主資本等変動計算書において記載されることによる。
- 改正基準及び改正適用指針では、改正前基準及び改正前適用指針に含まれている資本の部の区分に関する定めを削除している。これは、平成 17 年 12 月 9 日公表の企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」において、純資産の部の表示に関する事項が取り扱われていることによる。
- 改正適用指針では、改正前適用指針及び適用指針第 5 号に含まれていた以下の処理に関わる定めを削除している。
 - (1) 企業再編時における自己株式の処分及び抱合せ株式の消滅
 - (2) 新株予約権の権利行使時における自己株式の処分(1)については平成 17 年 12 月 27 日公表の企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」、(2)については平成 17 年 12 月 27 日公表の企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」において示されている。

- 改正適用指針では、会社法において自己株式の取得の対価及び配当財産が金銭以外の場合もあることが明らかにされたことから、新たにこれらの会計処理を取り扱うこととした。なお、配当財産が金銭以外の場合の会計処理については、分配側の会計処理のみを改正適用指針で示し、受取側の会計処理については平成 17 年 12 月 27 日公表の企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」で示されている。

■ 適用時期等

- 改正基準及び改正適用指針は、会社法の定めが適用される処理に関して適用する。
なお、改正基準及び改正適用指針の適用前の処理については、改正前基準、改正前適用指針及び適用指針第 5 号による。
改正適用指針の適用により、適用指針第 5 号は廃止する。

以 上